

## レインズ利用料回収業務委託業者変更への対応について

平成28年4月1日より実施している課金制度のレインズ利用料回収業務につきましては、NTTコミュニケーションズ(株)社に委託しておりましたが、同社の「Code nペイメント」サービスの終了に伴い、平成31年1月より、回収業務について「(株) さくらケーシーエス」回収代行業務について「SMB Cファイナンスサービス(株)」に委託することとなりました。変更点に関しまして、下記にてお知らせいたします。

### 1. 変更時期

平成31年1月以降、SMB Cファイナンスサービス(株)を通じての請求に変更となります。NTTコミュニケーションズ(株)からの請求は平成30年10月請求分をもちまして終了となります。

※上記、請求分において期限までに支払が確認できなかった場合、平成30年11月、12月にNTTコミュニケーションズ(株)から請求が届く事がございますのでご了承ください。

### 2. 変更内容

#### (1) 支払い方法について

従来どおり「請求書」または「口座振替」での支払いになります。

※クレジットカードでのお支払いはできません。

#### ①請求書での支払い

現在、「請求書」にて支払いただいている会員については「請求書」での支払いが引き継がれます。

SMB Cファイナンスサービス(株)から届いた請求書に基づきお支払い頂きます。

コンビニ・金融機関でお支払い手続きが可能です

#### ②口座振替での支払い

現在、「口座振替」をご利用の会員について、引き続き口座振替をご希望の場合は、「預金口座振替依頼書 自動払込利用申請書」に記入・押印の上、返信用封筒にて返信ください。会員控えに関しまして、お手数ではございますが記入いただきました申込書のコピーを保管くださいます様、お願いいたします。

#### ※新たに口座振替での支払をご希望の場合

レインズIP型トップページ内「利用料支払履歴一覧」より、「預金口座振替依頼書 自動払込利用申請書」をダウンロードいただき、記入・捺印をお願いいたします。

※口座振替での支払は、金融機関手続きが完了するまで請求書による支払いになります。

(手続き完了まで約2か月程かかります)

※手続き方法、郵送先等の詳細は平成30年7月以降、レインズIP型にてご案内いたします。

(2) 支払先について

NTTコミュニケーションズ（株）からSMB Cファイナンスサービス（株）に変更となります。（請求者は公益財団法人 東日本不動産流通機構となります。）

(3) 支払期限

SMB Cファイナンスサービス（株）から送付される料金請求書に記載されている支払期限までに支払ってください。支払期限について、原則、精算月の翌月末となります。

口座振替の場合、精算月の翌月27日に引き落としとなります。

(4) 支払時の手数料について

請求書による支払い並びに口座振替ともに、所定の振込手数料をご負担いただきます。

3. 支払忘れ（漏れ）の場合

従来どおり、初回請求書送付の翌月以降に、再度請求書を送付させていただきます。（最大2回まで再請求を行います）

3回目以降については、当機構から直接、督促いたします。

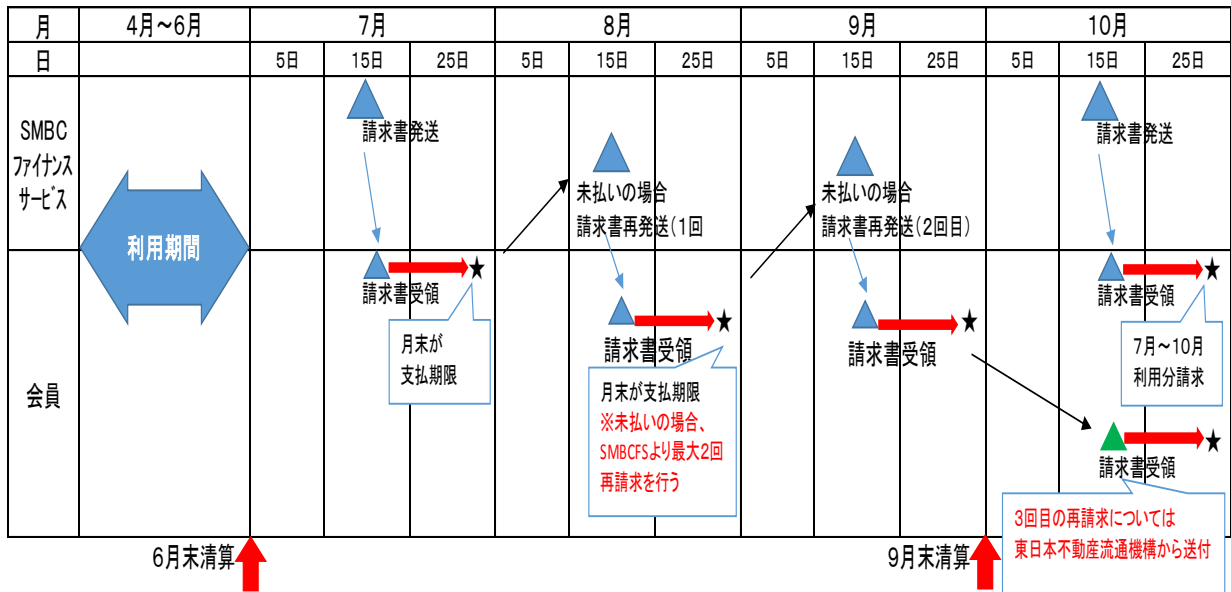
※支払期限の過ぎた請求書については、コンビニ店頭およびゆうちょ銀行ATMでの支払いが不可となります。銀行振込および銀行窓口での支払いは可能です。

再請求書での支払いの際には、支払期限の過ぎた請求書との二重払いに留意願います。

4. 課金の精算（請求）において未納の場合

繰り返しの再請求の結果、支払いが行われず入金を確認できない場合は、当機構の規程等に則り、利用機能の制限や処分規程に基づく処分等を行う場合があります。その後も支払いが行われなければさらに上位処分が適用されます。支払い忘れ（漏れ）等にご注意ください。

5. 請求・支払いの流れ（利用期間4月～6月の場合）



**6. 請求書、口座振替についてのお問合せ先**

(株) さくらケーシーエス

連絡先：0120-100-421

営業時間：9：00～12：00、13：00～17：00（平日のみ）

※回収代行委託業者についてはSMB Cファイナンスサービス（株）となりますが、回収代行に伴う業務委託業者については（株）さくらケーシーエスとなります。

**7. C o D e n ペイメントに関するお問合せ先**

NTT コミュニケーションズ（株）

請求書に記載されている問合せ先にご連絡ください。

※平成 30 年 9 月 28 日まで

**8. 課金制度に関するお問い合わせ先**

公益財団法人 東日本不動産流通機構

連絡先：03-5296-9350

営業時間：9：30～17：30（平日のみ）

以上

## 課金制度運用ルールの一部改訂のお知らせ

東日本不動産流通機構では平成28年4月より、課金制度を導入しております。課金制度につきまして、導入後の利用状況の変化等を勘案し、一部基準につき下記の通り改訂いたします。

### 1. 課金制度改訂の概要

#### (1) 課金制度改訂実施開始日について

平成30年10月1日から実施します。

#### (2) 課金対象機能、単価、課金対象件数基準値における変更点

①課金対象機能に物件図面検索によるプラス課金を追加

②課金対象機能に成約図面検索によるプラス課金を追加

#### (3) 課金の計算における変更点

成約登録、図面登録（初回登録時のみ）のマイナス課金の繰り越しについては、発生事業年度の翌事業年度末月までとします。

※東日本不動産流通機構 事業年度は4月から翌年3月となります。

#### (4) 平成30年10月1日以降の課金対象機能、単価、課金対象件数基準値について

課金対象機能	現行		平成30年10月改訂後		摘要
	単価 (円)	件数基準値 (月間)	単価 (円)	件数基準値 (月間)	
物件条件検索	5	3,000回	5	3,000回	物件の検索1回（最大500物件表示可能）につき
物件詳細検索	5	3,000件	5	3,000件	物件の詳細表示1件につき
成約条件検索	5	300回	5	300回	成約物件の検索1回（最大500物件表示）につき
成約詳細検索	5	300件	5	300件	成約物件の詳細表示1件につき
成約登録	-30	-	-30	-	物件の成約登録1件につき
図面登録	-30	-	-30	-	図面の登録1件につき（初回登録時のみ）
<b>物件図面検索</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>5</b>	<b>3,000件</b>	<b>在庫物件の図面検索1件につき</b>
<b>成約図面検索</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>5</b>	<b>300件</b>	<b>成約物件の図面検索1件につき</b>
日報検索	0		0		—
CSVダウンロード	0		0		—

※月毎に、各機能の件数基準値を超えた利用数が課金の対象となります。

※成約登録、図面登録は1件から対象となります。

※日報検索、CSVダウンロードの利用料は0円となります。

※上記各基準については、当機構理事会の決議により変更する場合があります。

### 2. 課金制度に関するお問合せ先

公益財団法人 東日本不動産流通機構

連絡先：03-5296-9350

営業時間：9：30～17：30（平日のみ）

## 課金制度のお知らせ

課金制度につきましては、既にレインズIP型のトップページにおいて経緯並びに内容について、平成27年6月15日付け及び平成27年10月1日付けでお知らせしておりますが、改めまして「課金制度の概要」、「精算・請求・支払」「必要な手続き」等について、下記にてお知らせいたします。

### 1. 課金制度の概要

#### (1) 課金制度実施開始日について

平成28年4月1日から実施。

#### (2) 課金対象会員について

レインズの利用に必要な会員番号を有する東日本不動産流通機構会員となります。

#### (3) 平成28年4月1日開始日以降の課金対象機能、単価、課金対象件数基準値について

【売買】【賃貸】それぞれに下記表の件数基準値を設定し、基準値を超えた利用件数が課金の対象となります。

平成28年4月1日以降の各基準			
課金対象機能	単価 (円)	件数基準値 (月間)	摘要
物件条件検索	5	3,000回	物件の検索1回(最大500物件表示可能)につき
物件詳細検索	5	3,000件	物件の詳細表示1件につき
成約条件検索	5	300回	成約物件の検索1回(最大500物件表示)につき
成約詳細検索	5	300件	成約物件の詳細表示1件につき
成約登録	-30	-	物件の成約登録1件につき
図面登録	-30	-	図面登録1件につき(初回登録時のみ)
物件図面検索	0	-	-
成約図面検索	0	-	-
日報検索	0	-	-
CSVダウンロード	0	-	-

※月毎に、各機能の件数基準値を超えた利用数が課金の対象となります

※成約登録、図面登録は1件から対象となります。

※物件図面検索、成約図面検索、日報検索、CSVダウンロードの利用料は0円となります。

※上記各基準については、当機構理事会の決議により変更する場合があります。

#### (4) 課金対象とならない機能

物件の登録・変更・削除並びに上記(3)に記載の無い機能は課金対象外です。

#### (5) 課金対象件数の算出

課金対象機能毎に月間の件数基準値を設定し、機能毎の月間利用実績で基準値を超えた部分から課金の対象とします。

※月変わりの場合、利用実績はゼロからになります。

※売買、賃貸それぞれ機能毎に設定します。

## (6) 課金の計算

- ①課金額の計算は、会員番号毎に行います。
- ②課金額の計算は、月単位（1日～月末）で行います。
- ③プラス課金対象機能毎に、課金対象件数基準値を超えた件数に課金単価を掛け合わせ課金額を算出します。マイナス課金は1件から課金額を算出します。
- ④月単位でプラス課金額からマイナス課金額を差し引いた額を算出し、翌月に繰り越します。  
繰り越された課金額は、翌月に課金額が発生した場合、相殺します。
- ⑤精算処理を6月・9月・12月・3月末日の四半期毎に実施し、精算月に算出されたものを最終課金額として確定します。  
※精算は四半期毎に行います。
- ⑥最終課金額がマイナスになった場合、課金額は0円となり支払はありません。  
なお課金額のマイナス分は、原則精算翌月に繰り越します。  
※課金額のマイナス分は、返金致しません。

### 【参考】課金の計算例

- |  |
|--|
| <p>①会員 A は5月、売買の物件条件検索の件数が3,200回の場合、件数基準値3,000回を超えた200回分が課金の対象になります。よって、1,000円（単価5円×200回）が課金の額となります。また同月に、賃貸の物件条件検索の件数が3,300回の場合、件数基準値3,000回を超えた300回分が課金の対象になります。よって、1,500円（単価5円×300回）が課金の額となります。この場合の5月課金額は2,500円（売買の物件条件検索分1,000円+賃貸の物件条件検索分1,500円）となります。四半期毎の精算となりますので、4月から6月の四半期に上記以外の課金が無かった場合、会員 A の課金額は2,500円になり、7月に請求書または口座振替でお支払いいただくこととなります。</p>                           |
| <p>②会員 B は8月、売買の成約詳細検索の件数が350件の場合、件数基準値300件を超えた50件分が課金の対象になります。よって、250円（単価5円×50件）が課金の額になります。また同月に、売買の成約登録を30件行った場合、1件から課金となるので、30件すべてが課金対象になります。よって、900円（単価30円×30件）がマイナス課金（-900円）となります。この場合の8月課金額は、250円のプラス課金と900円のマイナス課金を相殺し、-650円（売買の成約詳細検索250円+売買の成約登録-900円）となります。7月から9月の四半期に上記以外の課金が無かった場合、会員 B の最終課金額は650円のマイナス課金となり、最終課金額がマイナスになった場合は、課金額の請求はありません。この場合のマイナス課金は翌月に繰り越されます。</p> |

## (7) 検索機能利用実績の確認

レインズ IP 型メニュー内での My レインズ内「利用料支払履歴照会」もしくは「利用実績の照会」の「利用料支払履歴照会」からも確認ができます。

以上